仕　様　書

玉城青少年の家における
厨房機器等一式の更新に関する売買契約

令和８年 11 月

Ⅰ　仕様書概要説明

１　調達の背景及び目的

本仕様書は、玉城青少年の家の厨房機器を更新し、厨房の消費エネルギー削減を図るとともに、安全・安心な食事を提供するための厨房機器の購入に関し、必要な仕様を定めるものである。

２　基本方針

2.1　基本的要件

基本的な食事を提供できるよう、厨房に必要な厨房機器を整える。当該厨房機器等については、各関係法令に基づいた整備が必要となる。

３　調達物品仕様、納入について

3.1　調達物品及び配置図等

3.1.1　機器仕様

⑴　更新機器一覧表（別紙参照）

3.1.2　配置図

⑴　施設図面・厨房平面図（別紙参照）

3.2　仕様書等に関する留意事項

⑴　更新機器一覧表において定められた機器を納入することとし、機器の選定にあたっては、稼働後の維持管理がしやすいよう十分に配慮すること。

⑵　更新機器一覧表に定められた参考型式と同等品かそれ以上のものを納入すること。また、同等品以上を納入する場合は、機能等証明書とともに図面（仕様・能力表）等を提出すること。ただし、一部機器は同等品不可とする（別添参照）

⑶　同等品以上を納入・設置する際、配管の位置変更等の工事が必要となる場合、受注者にて費用を負担し実施すること。（その費用も入札金額に含めること）

⑷　保守管理上、稼働後の機器停止が許されない観点から、日本国内製品とすること。

3.3　搬入・設置・調整・検収・既存備品について

3.3.1　総括的事項

⑴　搬入・設置・調整・検収までの一切の費用を含めること。

⑵　搬入に関しては、担当職員と綿密に打合せを行うこと。

⑶　厨房設備の設置施工及びガス配管接続については、安全に配慮して行うこと。

⑷　厨房備品については、設置後使用可能な状態で受け渡しを行うこと。

⑸　既存備品について、回収及び処分の際に費用を要するものは別途で廃棄契約を行うため、本入札の費用に計上しないこと。

⑹　既存備品について、内部にフロンを含む場合はフロンのみ回収及び破壊を行い、その手数料は費用に計上すること。

⑺　⑸において別途廃棄契約により処分する備品については、指定の保管場所に移動させること。また、移動に要する手数料は費用に計上すること。

3.3.2　搬入・設置後について

⑴　搬入・設置後の残材等は、受注業者の負担において処分すること。

⑵　設置後の保守サービス等について、十分な体制で臨むこと。

⑶　試運転調整後は、調理場職員へ取扱説明を行うこと。また、調理場の稼働時期には、運転立ち会い等を行い、適宜当該職員を支援すること。

⑷　設置後、機器取扱の説明のため調理場に入場する場合は、管理者の指示の基に立ち会うこと。

3.4　納入場所

玉城青少年の家（沖縄県南城市玉城玉城 420）

3.5　納入期限

令和９年３月 31 日

現物納品後、フロン破壊証明書など各種書類の提出をもって納入完了とみなす。

3.6　保証

納入する全ての機器について、初期不良等、その他の不具合が見つかった場合は、速やかに受注者の責任でメーカー等と調整し対処すること。

Ⅱ　機器仕様等以外に関する要件

1　納入時等において、建物等に損傷を与えた場合には、受注者の負担において現状に戻すものとすること。

2　受注者側の都合にて追加工事が発生した場合については、当該業者負担とすること。

3　本仕様に定めがない事項で疑義が生じたときは、担当職員と協議しその指示によること。

4　本仕様書及び関係書類に記載されていない事項について、その構造上又は機能上当然に必要とされるものについては、担当職員と協議し受注者側の責において施工すること。

5　正常な管理のもとに生じた故障または、隠れた瑕疵については、1 年間修理するなどの対応を行うとともに、修理等に係る費用については受注者の負担とすること。

6　万一、機器の能力、材料・製造及び据付の不備、製品の不良、工作上の粗雑等の原因で所定の性能を発揮しない場合は、納入年数の経過に関わらず、受注者の負担において点検整備、改造、その修理または交換を行うこと。

7　応札機器等は、機能等証明書（別紙様式）を提出し、また、内容を確認できるようカタログ等を添付すること。

8　契約締結後及び納入完了後は、下記の書類を２部提出すること。(提出書類の詳細及び部数については、担当職員と協議の上決定する)

⑴　納入厨房機器のカタログ、仕様書等	契約後すみやかに
⑵　試運転調整報告書	完成図書として製本
⑶　納入・完成写真	完成図書として製本
⑷　完成図面	完成図書として製本及びデータ提出
⑸　取扱説明書	完成図書として製本及びデータ提出
⑹　完成届	完成図書として製本
⑻　フロン破壊証明書	原本提出
⑺　その他	担当からの指示による